

○近江八幡市保育所等整備運営補助金交付要綱

平成24年11月7日

告示第252号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の増進を図るため、民間保育所のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）による設置認可を受けた保育所及び認可を受けることが確実と認められる保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定による都道府県知事の認定を受けた施設及び認定を受けることが確実と認められる施設若しくは第17条の規定による認可を受けた施設及び認可を受けることが確実と認められる施設（以下「認定こども園」という。）を整備し、又は保育所、認定こども園若しくは児童福祉法第34条の15第5項の規定による認可を受けた家庭的保育事業等を運営する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所整備事業 市内で保育所を整備しようとする社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの法人になり得る見込みのある者
- (2) 認定こども園整備事業 市内で認定こども園を整備しようとする社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの法人になり得る見込みのある者
- (3) 保育所等運営事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に該当する小学校就学前子どもに係る事業に限る。） 市内で保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人又は学校法人及び市内で家庭的保育事業等を運営する者。ただし、家庭的保育事業を運営する者にあつては、別表3の部（4）の項に規定する延長保育事業補助金に対する補助

に限る。

(補助金の種別、額等)

第3条 補助金の種別、基準額等は別表に定めるとおりとし、補助金の額は基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長はやむを得ない理由があるときは、これを減額することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 保育所整備事業及び認定こども園整備事業（以下「保育所等整備事業」という。）の補助金の交付申請

ア 近江八幡市保育所等整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）

イ 事業計画書

ウ 工事設計書及び工事図面

エ 収支予算書及び経費明細書

オ 賃貸借契約書及び施設改修承諾書。ただし、整備種別が賃貸物件による保育所整備の場合に限る。

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 保育所等運営事業の補助金の交付申請

ア 近江八幡市保育所等運営事業補助金交付申請書（別記様式第2号）

イ 当該年度歳入歳出予算書

ウ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定する。この場合において、保育所等整備事業に係る補助金の交付に関しては、複数年度に渡る交付とすることその他予算措置上の条件を付することができるものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、近江八幡市保育所等整備運営補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

（変更交付申請書）

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、申請の内容を変更しようとするときは、近江八幡市保育所等整備運営補助金変更交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市保育所等整備運営補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通ずるものとする。

（事業実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1） 保育所等整備事業の補助金の実績報告

ア 近江八幡市保育所等整備事業実績報告書（別記様式第6号）

イ 事業報告書

ウ 工事精算設計書（図面及び写真添付）

エ 工事関係決算書

オ 領収書の写し

カ その他市長が必要と認める書類

（2） 保育所等運営事業の補助金の実績報告

ア 近江八幡市保育所等運営事業実績報告書（別記様式第7号）

イ 当該年度歳入歳出決算書

ウ その他市長が必要と認める書類

2 規則第14条の規定により、補助事業者が交付すべき補助金の額の全部又は一部の交付を受けようとする場合は、市長が必要と認める事業実施状況に関する書類を提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 補助事業者は、保育所等整備事業の補助金の交付を受けた保育所又は認定こども園を廃止し、休止し、若しくは他の目的に使用する場合又は譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保に供するときは、あらかじめ市長に協議してその承認を受けなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育所等整備事業の補助金にあってはその交付決定の全部若しくは一部を取り消し、保育所等運営事業の補助金にあってはその交付をせず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 近江八幡市保育所地域活動事業費補助金交付要綱（平成22年近江八幡市告示第92号）、近江八幡市延長保育事業費補助金交付要綱（平成22年近江八幡市告示第94号）及び近江八幡市障がい児保育事業費補助金交付要綱（平成22年近江八幡市告示第96号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、近江八幡市保育所地域活動事業費補助金交付要綱、近江八幡市延長保育事業費補助金交付要綱、近江八幡市障がい児保育事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定

によりなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(近江八幡市保育所地域活動事業実施要綱の廃止)

2 近江八幡市保育所地域活動事業実施要綱（平成22年近江八幡市告示第91号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市保育所整備運営補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市保育所整備運営補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	種別及び補助金の名称	補助金の基準額等
1 保育所整備事業	(1) 整備事業補助金 ① 創設 ② 増築、増改築及び改築 ③ 大規模修繕等 ④ 賃貸物件による保育	保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省発子0508第1号）に基づく基準額及び補助率により得た額。ただし、④賃貸物件による保育所整備の基準額は、実支出額と次に掲げる基準額のうち低い方の額を

	所整備	補助基本額とし、補助率は補助基本額の4分の3以内とする。 1施設当たり 本園 32,000,000円 1施設当たり 分園 21,000,000円
2 認定こども園整備事業	(1) 整備事業補助金 ① 創設 ② 増築、増改築及び改築 ③ 大規模修繕等	保育所等整備交付金交付要綱及び認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に基づく基準額及び補助率により得た額
3 保育所等運営事業	(1) 運営事業補助金	各月初日現在在籍児童数に公定価格の各年齢区分の基本分単価の2%を乗じて得た額。ただし、算出された額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
	(2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業補助金	平成30年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱(平成30年7月31日付け滋子青第1868号滋賀県健康医療福祉部長通知)による基準により配置された保育士及び保育教諭1人につき年額2,812,500円。ただし、事業実施月が12月に満たない場合は、月額234,000円に事業実施月を乗じた額を年額とする。
	(3) 障がい児保育事業補助金	近江八幡市障がい児保育事業実施要綱(平成22年近江八幡市告示第95号)による配置基準により配置された保育士及

	び保育教諭1人につき年額3,000,000。ただし、事業実施月が12月に満たない場合は、月額250,000円に事業実施月を乗じた額を年額とする。
(4) 延長保育事業補助金	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱(平成30年8月10日付け滋子青第2099号)滋賀県健康医療福祉部長通知)に定める補助基準額を限度として補助する。
(5) 保育支援者配置事業補助金	平成30年度滋賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成30年10月29日付け滋子青第2372号滋賀県健康医療福祉部長通知)による基準により保育支援員が配置された施設を補助する。 1か所当たり月額 90,000円
(6) 待機児童の解消にむけた定員超過の受入支援事業補助金	利用定員に対する年間平均入所率が120%を超過した場合、1施設当たり3,000,000円を限度とする。